

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

- 一 計量器でないもの
- 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
 - イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器
 - ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの
- 三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したものの

（定期検査）

第十九条 特定計量器（第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 第一百七条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器
- 二 第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
- 三 第二十四条第一項の定期検査証明、検定証印等又は第百十九条第一項の計量証明検査証明等であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）

（定期検査証明等）

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査証明印を付する。

- 2 前項の定期検査証明印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。
- 3 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

（定期検査に代わる計量士による検査）

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法による検査を実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定める期間以内に行い、第三項の規定により表示を付したもののについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

- 2 前項の規定による届出は、次項の規定により交付された証明書添えて、経済産業省令で定めるところによりしなければならない。
- 3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第二十三条第一項各号に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

（製造等における基準適合義務）

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。）であつて政令で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

（表示）

- 第五十四条 前条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時までに、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付さなければならない。
- 2 前項の規定は、前条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売される特定計量器及び検定証印等が付された特定計量器については、適用しない。
- 3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（検定証印）

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

（表示）

第九十六条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

第百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条第一項から第三項まで、第十七条第二項、第四十九条第一項若しくは第二項、第六十八条、第九十七条第二項又は第九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

第百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十八条、第十九条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項、第六十三条第二項、第八十五条又は第二百二十四条の規定に違反した者

計量法関係法令の解釋と運用等について 平成30年4月 経済産業省計量行政室

A 定義関係について 2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について

・学校等における体重計について

学校、幼稚園、保育所又は福祉施設、医療機関、保健所等の体重測定に使用される非自動式であり、その計量値が検定証明票等に表示され、通知、報告等されるものについては、証明における計量に該当する。

登録番号 R5(8) 編集・発行 東京都生活文化スポーツ局計量検定所検査課
令和6年3月発行 印刷 株式会社 成光社

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

取引や証明に使用する「はかり」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものを使用し「定期検査」を受検しましょう。



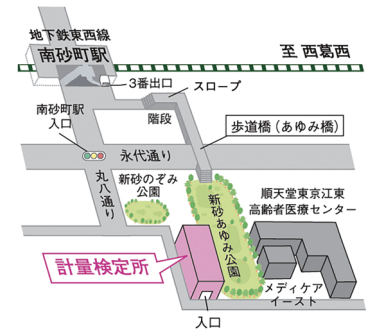
定期検査に関するお問い合わせは

東京都生活文化スポーツ局 計量検定所

〒136-0075 東京都江東区新砂三丁目3番41号

検査課 計画担当 電話 03-5617-6638

お問合せ時間 午前 9:00 ~ 12:00
午後 1:00 ~ 4:00



「はかり」には計量法による規制があります

- 取引（有償、無償問わず）や証明に「はかり」を使用する時は、計量法の規制に適合した**検定等合格済みの「はかり」**を使う必要があります。（計量法第 16 条）

- 検定等合格済みの「はかり」には、**検定証印**又は**基準適合証印**が付いています。



- 検定証印等**の無い「はかり」を取引や証明に使用した者には、6 カ月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。（計量法第 172 条）



「家庭用」の表示がある「はかり」は取引や証明に使用できません



- 「家庭用」の表示がある体重計、ベビースケール、キッチンスケールは、**取引や証明に使用できません**。これらは「家庭内」で使用するための「はかり」です。（計量法第 16,53 条）



- 「家庭用」の表示がある「はかり」を取引や証明に使用した者には、6 カ月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。（計量法第 172 条）

学校、幼稚園、保育所又は福祉施設、医療機関、保健所等で体重測定に「はかり」での計量結果を健康診断票等で通知、報告等する事は「証明」となります。

（経済産業省計量行政室

計量法関係法令の解釈運用等について A 2）



使用中の「はかり」には計量法による規制があります

- 「はかり」を**取引や証明に使用している者**は、都道府県知事等が 2 年に 1 回実施する**定期検査を受ける義務**があります。（計量法第 19 条）



- 定期検査に合格した「はかり」には、定期検査済証印を記したステッカーを貼付します。



- 定期検査を受検しない者には、50 万円以下の罰金が科せられます。（計量法第 173 条）

不合格になった「はかり」は取引や証明に使用できません

- 定期検査で**不合格**の「はかり」は、**検定証印や基準適合証印を除去**します。（計量法第 24 条）

- 引き続き取引や証明に「はかり」を使用するには次のどちらかをお選び下さい。詳細は「はかり」のメーカー等にご確認ください。
 - 新しく検定証印等が付された「はかり」を用意する。
 - 不合格になった「はかり」をメーカー等で修理し、検定証印等が付された状態にする。

- 不合格の「はかり」を検定証印等が無いまま取引や証明に使用している者には、6 カ月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。（計量法第 172 条）



定期検査に代わる検査があります

- 使用地域での定期検査実施時期から 1 年以前の間計量士による検査を受け適合した「はかり」は、使用者が計量士による証明書を添え使用地域の定期検査実施時期までに届出ると、定期検査を受ける必要がありません。（計量法第 25 条）